

テーマ 決議案：排出権取引に関する原則・方針・規則・指針

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 FCCC/SBSTA/2000/10/Add.1(Part) | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|----------------------|--|---|---------------------------------|--|
| 排出権取引に関する原則・方針・規則・指針 | <p><原則論に関する各国の主張> 排出枠は権利ではない。国際ビジネスを創出するものではない(中国)。 排出量取引は、第一約束機関が終わった時点で国と国との間で行うもの(インド)。 排出量取引は、約束機関内に、企業に自由に行わせることができる(アンブレラ・南米)。 国毎とに一定の上限を設けた上で、企業に取引させることができる(EU)。</p> | <p>・17条は議定書3条の約束達成に寄与する目的のみで行われる。(2⑤)</p> <p>・国内の行動を補足するものであること。(2⑤)</p> <p>・議定書は排出について権利・所有権・資格を作り出す、又は付与するものではない。(2⑤)</p> <p>・条約3条の指針を確認する(衡平性、透明性、気候変動への有効性)。(3-4⑤)</p> <p>・決議内容 (4-5⑤)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 排出量取引に関する方法、規則および指針を採択する 2. COP/MOP は、締約国が報告した割当量の一部の取得・移転について、承認・却下する権限を持つ。 3. 経済移行国の排出権取引参加を容易にする。 4. 「収益の一部」は、排出権取引にも適用される。 5. COP/MOP にかわって理事的職務を行う機関は、バランスのとれた理事構成にする。 6. 排出権取引制度及び付属書に含まれる方法、規則、指針を改正する場合は、コンセンサスを得た上で行う。 7. 排出権取引に参加する適格性を持つ国持たない国のリストを公表する。 | <p>排出量取引に対する途上国の強い反対が懸念される。</p> | <p>・17条は議定書3条の約束達成に寄与する目的のみで行われる。(2⑤)</p> <p>・議定書は排出について権利・所有権・資格を作り出す、又は付与するものではない。(3⑤)</p> <p>・条約3条の指針を確認する(3⑤)</p> <p>・衡平性、透明性、気候変動への有効性、互換性/非互換性(3⑤)</p> <p>・決議内容 (3-4⑤)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 排出量取引に関する方法、規則および指針を採択する 2. COP/MOP は、締約国が報告した割当量の一部の取得・移転について、承認・却下する権限を持つ。 3. 「収益の一部」は、排出権取引にも適用される。 4. 排出権取引制度及び付属書に含まれる方法、規則、指針を改正する場合は、コンセンサスを得た上で行う。 5. 排出権取引に参加する適格性を持つ国持たない国のリストを公表する。 |

<注> FCCC/SBSTA/2000/10/Add.1 は、SB13 (於リヨン) 直後に出されたペーパー。

FCCC/CP/2000/CRP3 は、COP6 終了時に配布されたもの(2000年11月25日付)で、COP6 で何も決まらなかったため、多くのオプションが残ったままである。

なお、SB が COP6 において 11 月 18 日に提出した文書である FCCC/SB/2000/CRP21 も、公式文書として交渉の俎上にあるが、本報告書では、FCCC/CP/2000/CRP3 を分析している。

テーマ 付属書：排出権取引に関する方法、規則および指針

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|-------------------|---------------------|---|---|--|
| 定義 | | <p><u>Option1 (6 〓 para.1)</u> (a) 締約国 (b) 議定書 (c) 条 (d) 割当量 (e) 割当量単位 [AAU] (f) 排出削減単位 [ERU] (g) 認証排出削減量 [CER] の各用語を定義。</p> <p><u>Option2 (6 〓 para.1)</u> 本項は必要なしという見解。</p> | | (a) 締約国 (b) 条 (c) 割当量 (d) 認証排出削減量 [CER] (e) 排出削減単位 [ERU] (f) 割当量単位 [AAU]、割当量の一部 [PAA] (g) ([AAU]、[PAA]、CER、ERU を含む割当量) の各用語の定義 (5 〓) |
| 付属書 国に含まれる締約国の適格性 | | | | <p><u>Option 1 (5-6 〓 para.1)</u> 一締約国は、遵守委員会がその締約国が適格性要求に合致していることを証明したと決定すれば、17 条の下で割当量の一部を移転・獲得できる。</p> <p><u>Option 2 (6 〓 para.2)</u> ・ 付属書 国に属する一締約国は、それが適格性要求に合致していることを記した条約事務局への報告書の提出後 X X ヶ月後に 17 条の下で割当量の一部を移転・獲得できる。 ・ 締約国は、遵守委員会が適格性要求に合致していないと発見するまで 17 条の下で割当量の一部を移転・獲得しつづけることができる。</p> <p>* (6-7 〓 para.3) 以降に適格要件の詳細が記載されているが、ここでは省略。</p> |
| 参加 | 排出権取引に誰が参加するかという問題。 | <p><u>OptionA (7-8 〓 para.2-4)</u> 議定書を批准し、議定書 3、5、7 条に基づく約束に準拠し、遵守制度に拘束されており、登録簿の諸規定を遵守しており、国内排出削減を十分に行っており、国別報告書の提出を厳格に遵守していることが、</p> | 参加者は、国だけが、国の認めた法人の取引も認めるか。また、排出権取引に参加するための条 | <p><u>Option 1 (8 〓 para.5)</u> (a) 排出権取引に法人の参加を認める締約国は、認めた法人の GHG 排出の正確なモニタリングのための国内制度を設置し、維持すべき。</p> |

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|----|------------|--|------------------------|--|
| | | <p>排出権取引参加の条件。 第一約束期間に先立ち、8 条に基づき設置される専門家チームは締約国の遵守状況を検討する。 上記内容の遵守について問題が提起され、遵守していないと判定されれば、AAU、PAA を割当量にみなすことは不可。 <u>OptionB (8-10 ㊦ para.5-8)</u> 約束期間前に、排出量算定のための国内制度、登録簿、初期割当量、毎年の排出目録、毎年の割当量情報についてあらかじめ報告し、その審査に係る必要な期間後は、遵守組織が問題を指摘しない限り排出量取引を実施できる。 <u>OptionC (10-11 ㊦ para.9-10)</u> 第一約束期間に先立ち、8 条に基づき設置される専門家チームは締約国の遵守状況を検討する。第一約束期間開始後は、適格基準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 条に基づき運営している締約国は、5、7 条違反の場合には、排出権取引ができる（できない）。(12 ㊦ para.11) ・ 3 条の約束遵守及び排出量取引に関する締約国間の取り決めは、COP/MOP の監督と、アカウントビリティの対象となる。(12 ㊦ para.12) ・ 締約国の排出権取引参加の適格性の変更は、約束期間中に行うことが可能。(12 ㊦ para.13) ・ 締約国は、附則 A に従って国内制度を設定し維持していれば、法人に対して排出権取引参加を承認できる。(12 ㊦ para.14) ・ 法人に排出権取引を認める締約国は、法人に關す | <p>件をどうするかという点も大切。</p> | <p>(b) 排出権取引に法人の参加を認める締約国は、京都議定書の義務を実施することに責任を持つべきであり、法人の参加がこの付属書に一致していることを保障するべきである。 <u>Option 2 (8 ㊦ para.5)</u> 上記の(b) <u>Option3 (8 ㊦ para.5)</u> PAA の移転と獲得は移転国がその約束を超えて排出削減できた場合に付属書 B に含まれる締約国間で実施できる。</p> <p>・[排出権取引に法人の参加を認める締約国は、この法人の最新リストを維持するべきである。] (8 ㊦ para.6)</p> |

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|-------|--|---|---|--|
| | | <p>る最新のリストをそろえておく。(12 ㉟ para.15)</p> <p>・法人に排出権取引を認める締約国は、法人の参加が本付属書と整合性を持つものにする。締約国が不適格な場合は、その国の法人は参加できない。(12 ㉟ para.16)</p> | | |
| 運営方法 | <p>排出権取引制度の運営の方法について定めている。</p> | <p>・ ERU、AAU の移転と取得は、相対または市場取引において行われる。(12-13 ㉟ para.18)</p> <p>・ ERU、AAU の移転と取得は、シリアル番号によって識別される単位を移転する国の登録簿から取得する国の登録簿へ移すことで行う。(13 ㉟ para.19)</p> <p>・ 移転と取得は COP (または COP/MOP) の指定する独立機関によって認証される。(13 ㉟ para.20)</p> <p><u>Option1</u> 調整期間を設定して割当量を上回る排出量を消去する目的のみで ERU、AAU を獲得できる。(13 ㉟ para.21)</p> <p><u>Option2</u> 約束期間終了後に、締約国は約束履行のために、当該約束期間終了以前に発行・達成された AAU、ERU、CER を獲得できる。(13 ㉟ para.21)</p> | <p>排出権取引の方法を相対取引とするか、市場での取引(取引所)とするか。</p> <p>ERU、AAU の獲得方法について、狭義の定義となるか、広義の定義となるか。</p> | <p><u>Option 1</u> (8 ㉟ para.7) ERU、CER、PAA、AAU の [移転や] 獲得は、2 国間・多国間の合意や市場取引を通して行われる。</p> <p><u>Option 2</u> (8 ㉟ para.7) ERU、CER、PAA、AAU の [移転や] 獲得は、一締約国によって X 百万トン以上取引される場合は、公開または透明な取引を通じて行われるべき。この規定は Y 百万トン以下の取引には適用されない。</p> <p><u>Option 3</u> (8 ㉟ para.7) AAU と PAA の移転と獲得は付属書 B 国における締約国間の 2 国間合意によって行われるべきである。</p> |
| 収益の一部 | <p>気候変動の影響を受けやすい開発途上国が適応するための費用の支払いを支援する。</p> <p>「収益の一部」の取り扱いについて、排出量取引にも課すべき(途上国)と課すべきでない(先進国)の見解に分かれている。</p> | <p>・「収益の一部」は、移転される AAU、PAA の一定比率として定義。付属書 C に基づく口座へ締約国によって移転される。(13 ㉟ para.22)</p> <p><u>Option1</u> 「収益の一部」は、YYY によって評価され、ZZZ によって保有され、その後 COP (または COP/MOP) が設置する適応基金へ移転する。(13-14 ㉟ para.23)</p> <p><u>Option 2</u> 「収益の一部」の比率は、12 条 8 項と同じものとする。(14 ㉟ para.24)</p> | <p>「収益の一部」の取り扱いをどうするか。</p> | <p>収益の一部は、[移転した][獲得した] 締約国によって、付属書 B に一致するよう、適切な口座へ移転されるべき。(8 ㉟ para.8)</p> |

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|--------------|---|--|---|--|
| <p>遵守の問題</p> | <p>排出権取引を行うに当たってのコンプライアンス（遵守）をどうするかという問題。</p> <p>買い手責任を主張しているのは途上国。その逆の売り手責任を主張しているのはアンブレラ。</p> <p>遵守確保のため、取引の一定割合を積みたてる必要があると主張しているのは EU。</p> <p>1 年ごとにコミット量を分け、これを下回った分だけ取引させることを主張しているのはスイス。</p> | <p><u>Option1 (アンブレラ) (14 ㉮ para.25)</u> 発生締約国の責任：売り手責任</p> <p><u>Option2 (14 ㉮ para.25)</u> 共同責任：締約国が不遵守を起こした場合、他国へ移転された AAU・PAA は無効。</p> <p><u>Option3 (14 ㉮ para.25)</u> 取得締約国の責任：買い手責任</p> <p><u>Option4 (14 ㉮ para.25)</u> トリガー：締約国の遵守状況に疑念が提起された際に、提起された時点以降で他国に移行された AAU・PAA は無効。</p> <p><u>Option5 (14 ㉮ para.25)</u> 遵守用留保：遵守の確保のために、取引の都度その一定割合を積みたてる。</p> <p><u>Option6 (14-15 ㉮ para.25)</u> 約束期間の留保：割当量の一定割合を締約国の口座に積みたてる。</p> <p><u>Option7 (スイス) (15-16 ㉮ para.25)</u> 割当計画で余剰となる単位：1 年ごとにコミット量を分け、これを下回った分だけ取引させる。</p> <p><u>Option8 (G77+中国) (16 ㉮ para.25)</u> 余剰単位：超過削減量だけが移転あるいは取得できる。</p> <p><u>Option9 (16 ㉮ para.25)</u> 混合責任：締約国が不遵守を起こした場合、取得締約国はこれを約束の履行に使用不可。</p> <p><u>Option10 (16-17 ㉮ para.25)</u> 割当量と予想排出量の差を取引する都度、一定の割合を口座に積みたてる。</p> | <p>売り手責任か、買い手責任かについて、国際ルールが決まると排出権の位置付けが決まり、必然的に国内ルールもこれに準拠することとなる。従ってその決着について極めて注目すべき論点。</p> | <p><u>Option 1 (8-9 ㉮ para.9)</u> 発生締約国の責任：売り手責任</p> <p><u>Option 2 (9 ㉮ para.9)</u> 発生締約国の責任：売り手責任。</p> <p>その国の第一約束期間の保有量を、割当量もしくは付属書 A における排出源からの締約国の排出の 5 倍のどちらか低いほうの 60%を下回るところまで移転してはならない。(40%までは移転可能)</p> <p><u>Option 3 (9 ㉮ para.9)</u> 超過削減量だけが移転あるいは取得できる。</p> <p>締約国は、割当量の一定割合を留保する。留保する量は、割当量、あるいは排出予測または直近排出量の 5 倍の中で、低い数字の [X] %。</p> <p><u>Option 4 (10 ㉮ para.9)</u> 割当計画で余剰となる単位：割当量を 1 年ごとに 15-25%の範囲で分け、条約事務局に届け出る。実排出量がこれを下回った分だけ条約事務局が認証し、市場での取引を可能にする。</p> <p><u>Option 5 (10-11 ㉮ para.9)</u> 混合責任：締約国が不遵守を起こした場合、取得締約国はこれを発行締約国が義務を履行していると確認できるまで約束の履行に使用できない。</p> <p>ブロンク議長案 (排出権)取引の様式と責任</p> <p>○締約国は、議定書 17 条が締約国に対してコスト効果的な方法で目標を達成する機会を提供することを合意する。締約国はまた、報告、審査(レビュー)</p> |

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|----|------------|----------|----------------|--|
| | | | | <p>強くて拘束力のある遵守制度だけでは締約国の売りすぎを防ぐことは出来ず、それゆえこのシステムの環境的な完全性を危うくすることを認識する。</p> <p>○締約国はそれゆえ、付属書 B 国が約束期間に対してそれぞれの国内登録簿 (national registry) の中で割当量の一部分を保留しておくべき事を決定する。この割合は割当量の 70% もしくは排出予想または最近の排出に基づいて決定された割合であるべきである。</p> <p>○おのおのの締約国排出データの年間レビュー後、保留すべき割当量の割合は再計算され、そして必要であれば、調整されるべきである。</p> |

テーマ 附則 (排出権取引に関する決議付属書に対する)

| 論点 | SB13までの動き | 交渉テキスト内容 | COP6でのポイント | COP6での結果 FCCC/CP/2000/CRP3の内容 |
|---|--|---|---|--|
| <p>補足性 ・取得に対する制限</p> <p>・移転に対する制限</p> | <p>排出権取引の際の取引数量に制限を設けるか、非か。設けるべきとするEU・途上国と、アンブレラの対立。</p> | <p><u>Option1 (18)</u> 「補足性」については検討しない。</p> <p><u>Option2 (19)</u> 3条義務を領土外的手段で履行できない。</p> <p><u>Option3 (19)</u> ・ $5\% \times \{(\text{基準排出量} \times 5 + \text{割当量}) \div 2\}$ ・ 1994～2000年のいずれかの年間実排出量の5倍と割当量の差の50% 上記公式から算出される値で高い方(又は) ・ $5\% \times \{(\text{基準排出量} \times 5 + \text{割当量}) \div 2\}$ 但し国内削減を達成しているとみなされれば上限の引き上げは可能。</p> <p><u>Option3- (19)</u> 京都メカニズム全体で上限25～30%。</p> <p><u>Option4 (19)</u> ・ 国内削減の実施が排出権取引参加条件。 ・ 上限は公正な基準に基づいて数量的、質的に定める。 ・ 排出割当量を下回る水準に抑制、削減されたもののみを対象とする。</p> <p><u>Option5 (19)</u> ホットエアを防止する基準が設定されれば、第二約束期間以降の制限撤廃が妥当。</p> <p><u>Option1 (20)</u> (「取得に対する制限」と同じ)</p> <p><u>Option2- (20)</u> $5\% \times \{(\text{基準排出量} \times 5 + \text{割当量}) \div 2\}$ 但し国内削減を達成しているとみなされれば上限の引き上げは可能。</p> | <p>補足性について、排出権の移転・取得に制限を付けるべきとするEU・途上国と、付けるべきではないとするアンブレラとの対立に、どのような決着を見るかが注目される。</p> | <p><u>Option1 (12)</u> 「補足性」については検討しない。</p> <p><u>Option2 (12)</u> 国内削減を通して排出制限と削減を達成するべき</p> <p><u>Option3 (12-13)</u> <u>排出権の取得</u> ・ $[5][25]\% \times \{(\text{基準排出量} \times 5 + \text{割当量}) \div 2\}$ ・ 1994～2000年のいずれかの年間実排出量の5倍と割当量の差の50% 上記公式から算出される値で高い方</p> <p><u>排出権の移転</u> $5\% \times \{(\text{基準排出量} \times 5 + \text{割当量}) \div 2\}$ 但し国内削減を達成しているとみなされれば上限の引き上げは可能。</p> <p><u>Option4 (13)</u> 国内削減の実施が排出権取引(JIとCDMも)参加条件。 メカニズムの使用は、排出割当量のX%を超えてはならない。</p> <p>ブロンク議長案 付属書 国は、優先的に1990年以来の国内行動を通じて排出目標を達成するべきである。この原則の遵守は、国別報告と議定書8条の下でのレビューの中で報告されている定性的・定量的な情報に基づいて遵守委員会の促進部によって評価される。促進部は、どうやってこの規定の効果的な実施を保証するかについて助言をするべきである。最初の</p> |

| 論点 | SB13までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6でのポイント | C O P 6での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3の内容 |
|---------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| | | <p>Option2- (20 〆)</p> <p>(「取得に対する制限」と同じ)</p> <p>Option3 (20-21 〆)</p> <p>(「取得に対する制限」と同じ)</p> <p>Option4 (21 〆)</p> <p>(「取得に対する制限」と同じ)</p> | | <p>評価は、2005年までの第4回国別報告において報告されるべきである。</p> |
| <p>・第4条に関連する問題点</p> | <p>バブルについて、17条で規定されるような規定は何もない。</p> | <p>・17条のいかなる制限も、4条の排出水準割当に適用される。(21 〆)</p> <p>・17条のいかなる制限も、4条に基づき運営される締約国に適用される。(21 〆)</p> <p>・4条に基づく再割当は、取得に対する制限を考慮して行われるものとする。(21 〆)</p> | <p>4条で何も規定されていないので、どこまで規定が加えられるか。</p> | <p>・17条のいかなる制限も、4条の排出水準割当に適用される。(13 〆)</p> <p>・17条のいかなる制限も、4条に基づき運営される締約国に適用される。(13 〆)</p> <p>・4条に基づく再割当は、取得・移転に対する制限を考慮して行われるものとする。(13 〆)</p> |

テーマ 附則 B (排出権取引に関する決議付属書に対する)

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|----------|------------|--|----------------|--|
| 締約国による報告 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間目録に組み込む情報 (23 ㉞) (a) (b) (c) 当該年次の登録簿における ERU、CER の保有状況、発行、移転と取得 (d) 当該年次の登録簿からの ERU、CER の償却 (e) 以後の約束期間のためにバンキングされる ERU、CER (f) メカニズム参加を承認されている法人の連絡先 ・ 国別報告書に組み込む情報 (23-25 ㉞) (a) 6 条、12 条に基づく事業活動 (b) CDM が非付属書 国の持続可能な開発を達成し条約の目標を支援する程度 (c) 取得した CER が約束の履行に対する貢献度 (e) COP 及び COP/MOP が設置する各基金に対する年間拠出金額 (f) 開発途上国に与える影響 (g) 議定書 2 条 3 項、3 条 14 項に含まれる約束を履行するための対策。 (h) 3 条 2 項に含まれる約束を履行するための対策。 ・ 非付属書 国は CDM 活動について条約 12 条に基づき報告の約束枠内で報告する。(25 ㉞) | | (特に記載なし) |

テーマ 附則 C (排出権取引に関する決議付属書に対する)

| 論点 | SB13 までの動き | 交渉テキスト内容 | C O P 6 でのポイント | C O P 6 での結果 FCCC/CP/2000/CRP 3 の内容 |
|----------------------|---|---|---|--|
| <p>「収益の一部」の決定と配分</p> | <p>「収益の一部」の取り扱いについて、排出権取引にも課すべき(途上国)と課すべきでない(先進国)の見解に分かれている</p> | <p>「収益の一部」の定義 (26 ㉞)</p> <p><u>Option A</u> 発行が記載された登録簿から最初に移転される AAU の件数・金額の X %。 収益の一部は COP/MOP が設定する適応基金の口座へ移転する。</p> <p><u>Option B</u> 締約国間で移転される AAU、PAA の移転件数の比率として定義。 ・収益の一部は運営経費として__%、残りを COP/MOP が設定する適応基金の口座へ移転する。 (又は) 収益の一部は運営経費に 10%、適応基金に 20%、プロジェクト活動のホスト国がその持続可能な開発目的を達成するために 30% が用いられる。</p> | <p>C D M と同様な「収益の一部」を排出権取引にも課すべきか、非か。</p> | <p>< 附則 A として記載されている > <u>Option A (13 ㉞)</u> 「収益の一部」はない。 <u>Option B (13 ㉞)</u> 1 . 発行が記載された登録簿から最初に移転される AAU ・ PAA の価値または金額の [X][10] %。 2 . 執行委員会はオークションによって AAU ・ PAA を通貨に換えて、適応基金口座などに預ける。 3 . [COP][COP/MOP] は執行理事会の行政費用をまかなう予算を適用しなければならない。その金額は、収益の一部から引き出されるべき。収益の一部は運営経費として一定額を適用し、残りを COP/MOP が設定する適応基金の口座へ移転。</p> <p>ブロンク議長案 資金源が 10 億米ドルを下回る場合には、共同実施・排出権取引への課徴金を課する。</p> |